

## 茨城県総合リハビリテーションケア学会会則

### 第1章 総 則

第1条 本会は、茨城県総合リハビリテーションケア学会と称する。

第2条 本会の事務局は、水戸市に置く。

### 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、関係諸機関・団体等と連携のもとにリハビリテーションケアの学術的発達と教育・普及を図り、県民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 学術集会の開催
- 二 会誌等の発行
- 三 調査研究活動の推進
- 四 県民に対する研修・啓発活動
- 五 その他、本会の目的達成に必要な事業

### 第3章 会 員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- 一 個人会員
- 二 団体会員
  - A.職能団体
  - B.施設団体
- 三 賛助会員
- 四 名誉会員

第6条 個人会員又は団体会員(職能団体・施設団体)とは、本会の目的に賛同し、リハビリテーションケアについて研究し又は関心をもち、理事会の承認を得た個人若しくは団体をいう。対象となる職能団体とは、リハビリテーションケアに関連する専門職能の団体(A)をいう。また施設団体とは、病院、診療所、薬局、介護施設、障害者施設、教育機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、保健所、保健センター、社会福祉協議会、県、市町村、その他リハビリテーションケアに関連する施設(B)をいう。

2 個人会員は、総会に出席し議決権を行使することができる。

3 団体会員は団体会員代表者を選出す

る。団体会員代表者は団体の長が推薦する者とし、総会に出席し議決権を行使することができる。

第7条 賛助会員とは、本会の目的に賛同する個人又は団体で、理事会の承認を得て、賛助会費を納めたものとする。

第8条 名誉会員とは、本会の発展に多大の寄与をした者の中から、理事長が理事会の議を得て総会に推薦し、その承認を得られたものとする。

第9条 個人会員は、学術集会で発表し、会誌に投稿し、かつ会誌等の配布を受けることができる。

2 団体会員に所属している職員は、所属を証明する書類等を提示した上で、学術集会で所定の参加費等を支払うことで参加できる。団体には所定の部数の会誌を配布する。

第10条 本会に入会を希望する個人又は団体は、住所、氏名等を明記した茨城県総合リハビリテーションケア学会入会申込書を、本会事務局に提出するものとする。

第11条 本会に入会を認められた会員は、年会費を納入しなければならない。年会費は細則によって定める。

第12条 正当な理由なく年会費を3年以上滞納した会員は、退会したものと認める。

第13条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返却しない。

第14条 退会を希望する会員は、理事会へ退会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第15条 本会の名誉をいちじるしく毀損した会員は、理事会の議を経て除名することができる。

### 第4章 役 員

第16条 本会には次の役員をおく。

- 一 理事長 1名
- 二 副理事長 2名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2名

第17条 理事長及び副理事長は理事の互選による。理事長は、本会を代表し会務を統括する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代

行する。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。

第18条 理事は団体会員である職能団体の推薦を受けて総会で承認する。理事は理事会を組織し、会務を執行する。

第19条 監事は理事会が推薦し、総会で承認する。会計監査は本会の会計及び資産を監査する。

第20条 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

第21条 本会に、顧問及び相談役をおくことができる。

## 第5章 会 議

第22条 総会は毎年1回理事長の召集により行う。ただし、会員の5分の1以上から請求があった時及び理事会が必要と認められた時は、理事長は臨時に総会を開催しなければならない。

- 2 総会は会員の5分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

- 3 やむえない理由で総会に出席できない会員は、委任状をもって出席したものとみなす。

- 4 議決事項は出席者の過半数によって決定する。

第23条 理事会は必要に応じて理事長が召集する。

## 第6章 学術集会

第24条 本会に学術集会会長（学会長）をおく。

第25条 学会長は理事会の推薦による。学会長は学術集会を主宰する。

第26条 学会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第27条 学術集会は年1回開催する。

## 第7章 会 誌 等

第28条 本会は年1回以上会誌を発行する。

第29条 編集担当の理事をおく。尚、編集規程等は別に定める。

## 第8章 会 計

第30条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第31条 本会の費用は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 本会の予算は、理事会の承認を受けなければならない。

- 3 本会の決算は、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

第32条 学術集会の会計は特別会計とする。

- 2 学術集会の費用は、学術集会参加費等をもって充当する。

- 3 学術集会の決算は、理事会に報告しなければならない。

## 第9章 会則の変更

第33条 本会の会則を変更する場合は、理事会の議を経て総会の承認を必要とする。

## 第10章 解 散

第34条 本会を解散する場合は、理事会の議を経て総会の承認を必要とする。

- 2 解散後の事務処理は理事であったものが行う。

## 付 則

第1条 本会則は平成9年7月13日より施行する。

第2条 本会則は平成10年2月14日より施行する

第3条 本会則は平成26年4月1日より施行する。

第4条 本会則は平成30年4月1日より試行する。

第5条 本会則は令和元年12月14日より施行する。

## 茨城県総合リハビリテーションケア学会細則

### 第1章 年会費

- 第1条 個人会員の年会費は 2,000 円とする。  
団体会員 A の年会費は 20,000 円とする。  
団体会員 B の年会費は 10,000 円とする。
- 第2条 賛助会員は年会費一口 10,000 円とし、一口以上とする。

### 第2章 学会参加費等

- 第3条 学会参加費や学術誌等に関する規程その他必要なことは、都度担当理事と事務局の議を経て、理事会の承認を得て定め、執行する。

### 第3章 謝金規程、旅費規程等

- 第4条 謝金規程、旅費規程その他会の運営に必要な規程は、都度担当理事と事務局の議を経て、理事会の承認を得て定め、執行する。

### 付 則

- 第1条 細則 1 は平成 25 年 11 月の理事会が決定した。
- 第2条 本細則は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- 第3条 本細則は令和元年 12 月 14 日より施行する。